

「インフルエンザ予防のポイント」 室内を適度な温度・湿度に保ちましょう。

あなたの税が未来を拓く 市町村税徴収強化月間2012冬

◆全県下一斉の取組

町では納税の公平と徴収の確保を図るため、11～12月を「市町村税徴収強化月間2012冬」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

◆三位一体改革と税源移譲

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税(地方税)に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、町の歳入は少なくなってしまう。(※住民税が増えた分、所得税は減っています。)

◆一人ひとりが町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。

◆自主的な納付

町は、自主的な納税を期待していません。期限を過ぎても納付がない場合は、財産の滞納処分(差押え・公売など)をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業

所の搜索、自動車差押のためのタイヤロックをすることもあります。

滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

「上三川町では徴収確保に向け、次のような取組を行っています」

納税相談…税金を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告…納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、自宅訪問等を行います。

財産調査…滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査…滞納者の給与を差押えるため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分…不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押後も納付されない場合は、押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先 税務課 納税係

☎ 9121

町税の電子申告システム (eLTAX) サービスをご利用ください

町では、インターネットを利用した町税の電子申告システムeLTAX…エルトアクスを導入しています。

eLTAXを利用すると

○自宅やオフィスなどからインターネット経由で左記の申告手続きを行うことができます。

○複数の地方公共団体へ提出する場合でも、送信先はいつでも同じ窓口ポータルセンタになります。

利用できる手続

○法人住民税…確定・中間・修正申告、法人設立・設置届、異動届

○個人住民税…給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出・特別徴収への切替申請・退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

○固定資産税…償却資産申告書

eLTAXを利用するには
準備するもの

○e-mailアドレス…利用届出をする際に必要となります。

○電子証明…eLTAXで利用できる電子証明書を取得していただく必要があります。

※税理士に申告書等の作成・送信を依頼している納税者の場合、電子証明書は不要です。

○インターネットに接続できるパソコン環境…申告データの作成・送信をするためにPCデスク(無料)などのeLTAX対応ソフトウェアが必要となります。

(2)利用届出の提出
eLTAXをご利用いただくための手続になります。

最初に利用届出(新規)を行い、必要に応じて利用届出(変更)／利用届出(廃止)を行ってください。

▼eLTAX利用時間 月～金(土・日・祝日、年末年始12月29日～1月3日は除く)午前8時30分～午後9時

電子申告システムのサービスを利用するには、所定の手続きが必要となります。

詳しくはeLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。左記までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係

☎ 9122

皆さんのご意見等を町政に反映させませんか？

パブリックコメント(町民意見等の募集)を実施します。

地域主権改革一括法により、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護(予防)サービスの基準について町の条例で定めることとなりました。この条例の素案に対しご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を付けて公表します。個々のご意見等に対して直接回答はしませんので、あらかじめご了承願います。

▼公表する資料名=「(仮称)上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)」および「(仮称)上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(素案)」

▼資料の閲覧期間=平成24年12月17日(月)～平成25年1月15日(火)午後5時まで

▼資料の閲覧方法=町のホームページに掲載するほか、役場町民ホール、役場保険課窓口(土・日・祝日・年末年始の休日を除く)、中央公民館窓口(休館日を除く)でご覧になれます。

▼ご意見等の提出期間=平成24年12月17日(月)～平成25年1月15日(火)【午後5時必着】

▼ご意見等を提出できる方=町内に居住、通勤・通学する方、本町に納税義務を有する個人・法人等、その他本条例の利害関係者

▼ご意見等の提出方法=ご意見提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※なお、ご意見等は口頭、電話では受付できません。

▼問い合わせ先=保険課 介護保険係 ☎(56)9102

パブリック・コメント(町民意見募集)の結果をお知らせします

「上三川町暴力団排除条例」素案、「上三川町国民健康保険事業運営健全化実行計画」素案に関するパブリック・コメントを実施しました。

その結果、意見等はありませんでしたのでお知らせします。

●「上三川町暴力団排除条例」素案に関する問い合わせ先=

総務課 秘書庶務係 ☎(56) 9113

●「上三川町国民健康保険事業運営健全化実行計画」素案に関する問い合わせ先=

保険課 国保係 ☎(56)9134

上三川町子育て支援センターの愛称募集 ● ● ● ● ●

▼募集期間=12月3日(月)～平成25年4月30日(火)(※郵送の場合は当日消印有効)

▼応募条件=①どなたでも応募できます。②表記は、ひらがなもしくはカタカナであること③子育て支援施設であることをイメージさせるもの。④近隣の施設の愛称と同一にならないもの。

▼応募方法=応募用紙、郵便はがき、またはメールで応募(複数送付可)。上三川町子育て支援センター、福祉課窓口に応募用紙があります。以下の必要事項をご記入ください。

①愛称②愛称の説明(愛称に込めた意図など)③氏名(ふりがな)、性別、年齢、郵便番号、住所、電話番号

▼応募先=〒329-0696 上三川町しらさぎ1-1 上三川町役場 福祉課 「子育て支援センター愛称募集」係、mail:fukushi01@town.kaminokawa.tochigi.jp、上三川町子育て支援センター、福祉課窓口。

※詳細については、福祉課窓口や町ホームページでお知らせします。

▼問い合わせ先=福祉課 相談支援係 ☎(56) 9137